

外国人技能実習生関係 ニュースレター

発行 協同組合WBS安心ネットワーク事務局
東京都新宿区住吉町6番3号 ヤマギシコーポラス301
TEL:03-5315-4467 FAX:03-5315-4413
http://www.wbs-anshin-net.org

今月のテーマ

企業様の技能実習2号移行試験の様子を紹介

平成29年3月14日(火)9:00~11:30

株式会社八興製作所様実習生2名の2号移行試験が行われました。試験会場は神奈川県川崎市川崎区池上町1-15溶接技術中央検定場。当日は久しぶりの雨の中、渋滞を回避しながら江里口社長様が実習生2名を会場まで連れてきて頂きました。

ありがとうございます。

午前9時から試験の説明があり、学科試験の後に実技試験に移ると話がありました。あれ！会場の机の上を見ると空席が！！ゼッケンが置いてある。

エッ！遅刻か？先生方がなにやら話をしています。

渋滞に巻き込まれて15分くらい遅れる！こちらの席には受験票を監理団体が持ってくる予定がやはり遅れている！どうなるの？よその企業様の実習生とはいえ見ているこちらがヒヤヒヤ(汗)！しばらくして、開始時間を15分くらい延ばす説明！良かったね。一安心。

その間、実習生の緊張した顔をシャッターチャンス！と思いきや満面の笑みで余裕の表情！

学科試験が終わり感想を聞いてみると、『OKダイジョブ！！』自信満々。さすがに勉強した成果だな！さあ、実技試験1階に集合。

さあ！日々作業の経験を生かし、すばやく準備完了！

2枚のプレートを接合する実技試験。短い先生の説明で理解できているのだから流石だな！と実技を見学。慎重すぎるくらい丁寧に溶接、一度スラグを取り除き、2度3度と重ねていき完成！出来栄は？？『うん、上々の出来上がり』素人の我々が見ても合格だな！と思う出来栄。お疲れ様でした！なんと翌日に合格の連絡が組合に届き、21日には合格証書が届きました。おめでとうございます。今後益々実習の活躍をご期待いたします。



外国人技能実習制度

●平成28年の「不正行為」について

平成28年に外国人の研修・技能実習の適正な実施を妨げる「不正行為」を行ったと認められる旨を通知した外国人研修生・技能実習生の受入れ機関は、239機関となりました。

1 平成28年に「不正行為」を通知した機関は239機関でした。これは平成27年の273機関と比べると12.5%の減少、平成26年の241機関と比べると0.8%の減少となっており、現行制度が施行された平成22年以降の推移として増加傾向にあったものが、減少に転じました。

2 受入れ形態別にみると、企業単独型の受入れ機関は2機関(0.8%)、団体監理型の受入れ機関は237機関(99.2%)です。平成28年に「不正行為」を通知した機関は239機関でした。

3 「不正行為」を通知した団体監理型の受入れ機関(237機関)の内訳は、監理団体が35機関(14.8%)、実習実施機関が202機関(85.2%)です。

4 「不正行為」の類型別の件数(注)は383件です。

前年と同じく、労働時間や賃金不払等に係る労働関係法令の違反に関する「不正行為」が134件(35.0%)と最も多く、次いで、「不正行為」を隠蔽する目的で偽変造文書等行使又は提出したことに関する「不正行為」が94件(24.5%)、申請内容と異なる他の機関に技能実習を実施させたこと又は当該他の機関において技能実習を実施したことに関する「不正行為」が51件(13.3%)となっています。

JITCO賛助会員規則の改正について(再掲)

2016年7月1日付お知らせでご案内いたしました通り、昨年6月の賛助会員規則の改定に伴い、2017年4月1日以降に発生する賛助会費のうち、団体監理型における資本金3億円超の傘下企業の比例会費が従来の30万円から15万円へ変更となります。

詳細は以下をご覧ください。引き続き賛助会運営にご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新規登録の場合、比例会費の発生は「実習実施機関登録依頼書を受領した日から3ヶ月経過後の応当日」ですので、2017年1月1日以降に登録依頼書を受領(FAX受信)した分から適用します。

資本金	会費(改正前)	会費(改正後)
3億円超(注)	1口 300,000円	1口 150,000円
3千万円以上3億円以下	1口 75,000円	1口 75,000円
3千万円未満及び個人	1口 50,000円	1口 50,000円

※2017年度より適用

「ベトナム歴史上の豆知識」

そもそもなんでベトナムという国名になったの？

19世紀初めに、ベトナム最後の王朝である阮朝(皇帝がNguyenという姓)が始まりました。今から約200年前となるこの時代では、「中国と国境を接している周辺諸国(朝鮮、ベトナム、ネパール、沖縄など。鎮國中の日本を除く)が中国の皇帝へ「〇〇国王として、清国皇帝の代わりに△△国を統治してもいい」という許可が必要な冊封体制でありました。そのときに、阮朝の創始者である阮福暎という人が清国に依頼した国名が「南越」と言われています。しかし、この国名を清国から断られてしまいました。その背景として、主に以下の理由が挙げられています。

【阮福暎が「南越国」と申請した理由】

中国浙江省の地域は昔から「越」と呼ばれていて、その南側にある国だからという説が多いです。

越国については、臥薪嘗胆の話でよく出てくる国名ですね。

【清朝から「南越国」という国名を断られた理由】

実は紀元前の時代に、「南越」という国が中国に実在していました。この国は広東地方(今の広州、香港周辺)にあったと言われているのですが、阮朝がその国名を使うことで、中国南部まで領土を広げてくるのではないかという野心を警戒されたためと言われています。

【結果、どうなった？】

結局、清国の出した答えは「南越を反対にして、越南ならいいよ！」という答えでした。この「越南」という漢字をベトナム語にすると、Việt Nam、つまりベトナムとなる訳です。

今月のスタッフひとこと

清明(せいめい)は、二十四節気の第5。三月節(旧暦2月後半から3月前半)。現在広まっている定気法では太陽黄経が15度のときで4月5日ごろ。暦ではそれが起こる日だが、天文学ではその瞬間とする。恒気法では冬至から7/24年(約106.53日)後で4月7日ごろ。

期間としての意味もあり、この日から、次の節気の穀雨前日までである。万物がすがすがしく明るく美しいころ。

『こよみ便覧』には三月節に「万物発して清浄明潔なれば、此芽は何の草としれるなり」と記されている。

様々な花が咲き乱れ、お花見シーズンになる。「清明」を花言葉にする花はキンポウゲ科デルフィニウム属のヒエンソウ(Delphinium ajacis)である。

良い季節になってきました。新しい年度を迎え、目標に向かって頑張らしましょう！